

令和6年 3月 第25回小川町農業委員会総会議事録

開催年月日		令和6年 3月25日(月)				
開催場所		小川町民会館(リリックおがわ) 会議室1・2				
開催時刻宣告者		午前・午後 2時50分 小川町農業委員会長				
閉会時刻宣告者		午前・午後 3時25分 小川町農業委員会長				
議長		山田 富子(会長)				
農業委員	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	1	中野 勝	出席 欠席	8	田下三枝子	出席 欠席
	2	島田 一	出席 欠席	9	遠藤 勉	出席 欠席
	3	関口 豊	出席 欠席	10	永田 宏	出席 欠席
	4	田中 正之	出席 欠席	11	神田 治雄	出席 欠席
	5	笠原 敏夫	出席 欠席	12	福島 由博	出席 欠席
	6	横田智恵美	出席 欠席	13副会長	柴崎 勝	出席 欠席
	7	河村 恵	出席 欠席	14会長	山田 富子	出席 欠席
出席委員		12名		欠席委員	0名	
法第29条により出席した農地利用最適化推進委員	担当地区	氏名	摘要	担当地区	氏名	摘要
	小川	久保 憲		竹沢	新井 邦男	
		田口 英夫			吉田 正巳	
		石川 忠一		八和田	永島 和夫	
	大河	荒井 茂			坂田 辰夫	
		新井 實一				
	出席委員	9名				
議事參與者		氏名	摘要	総会書記	氏名	摘要
					岡部 孝一	事務局長
					淺見 健一	次長
					森澤 千紘	主査

## 議案日程

議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について

## 第25回定期総会議事録

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和6年3月第25回総会を開会いたします。  
開会時間は午後2時50分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第29条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めております。本日は議席番号7番「河村 恵」委員、議席番号11番「神田治雄」委員より欠席の連絡を受けております。出席農業委員は14名中12名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は9名です。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

つづきまして日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号4番「田中正之」委員、9番「遠藤 勉」委員にお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は3件の申請がありました。申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について「申請人より農地法第3条の規定による許可申請があつたので、その適否を諮る。」とのことです。

農地の貸し借りや売り買いをするときは、農地法第3条に基づき農業委員会の許可を受ける必要があります。

それでは申請番号1番について読み上げますので、その後、許可基準についてご説明いた（申請番号1番について読み上げ）

農地を取得するには3つの許可要件がございます。

1つ目は、借り手や買い手などのような農地の権利を取得しようとする者等が、保有または借りている全ての農地を効率的に耕作する「全部効率利用要件」。

2つ目は、権利を取得する者は、年間150日以上の農作業に従事が必要とされる「農作業常時従事要件」。

3つ目は、地域において農地の集団化、農作業の効率化、その他、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさないこととする「地域との調和要件」でございます。

今回の申請では記載事項の内容から、許可要件のうち「農作業常時従事要件」につきましては年間150日以上を超えてることから要件を満たすと考えます。

残りの2要件、申請農地を含め、申請者が経営している農地についてすべて効率的に利用していることという「全部効率利用要件」、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。

なお、現在の経営農地につきましては、全て東秩父村の農地であり、東秩父村農業委員会に照会をかけたところ、全て耕作、管理との回答をいただいたことを申し添えます。

最後に、調査区は小川地区になります。以上、説明とさせていただきます。

議長

それでは調査担当区の小川地区委員より、現地調査報告をお願いします。

10番永田委員

はい。それでは10番永田が報告させていただきます。

3月23日、土曜日、農業委員3名、推進委員3名の6名で小川町役場に集合し現地を確認致しました。

筆数は多いんですけど、わりとまとまっておりました。

全体的に草刈がよくしてあり、すぐに耕作できる場所や樹木が植わっており下刈りされた状態でございました。

以上報告させていただきます。

## 第25回定期総会議事録

議長	ありがとうございました。それでは質疑に入ります。初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
3番関口委員	いいですか。
議長	関口さんどうぞ。
3番関口委員	3番関口です。964から976-2、昔田だったと思いますが、赤芝沼からポンプアップでくみ上げなくちゃ上がらないと思います。ポンプの使い方が分かってないと思うのですがその辺はどうでしょうか。
10番永田委員	<p>10番の永田です。</p> <p>今、関口委員の方から質問があった件ですが、我々6人も検討しました。</p> <p>おそらく、ポンプであげるんじゃないかと話をしたんですけど、それ以上の事は我々6人にはわかりませんでした。確かに昔から田だと思います。</p> <p>ただ、田んぼの状態であるけど、現在草刈はされており、以前は3本くらい木もあったと思いましたがそれもキレイになっていました。以上です。</p>
議長	ありがとうございました。他にございますでしょうか。
	(質疑なし)
議長	それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
	(質疑なし)
議長	他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。
	つづきまして申請番号2番について事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>事務局です。</p> <p>申請番号2番について説明いたします。</p> <p>(申請番号2番について読み上げ)</p> <p>今回の申請では記載事項の内容から、許可要件のうち「農作業常時従事要件」については年間150日以上を超えていることから要件を満たすと考えます。</p> <p>残りの2要件、申請農地を含め、申請者が経営している農地についてすべて効率的に利用していることという「全部効率利用要件」、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。</p> <p>では、譲受人について補足で説明させていただきます。</p> <p>別にお配りしている資料「新規就農者について（参考資料）」の1ページをご覧ください。</p> <p>譲受人は腰越にお住いの81歳。</p>

## 第25回定期総会議事録

事務局	<p>自宅に接する農地を購入し、お花を植えたいとのことです。</p> <p>年間150日以上、水やりなどの管理をされるとのことです。</p> <p>また、農機具は草刈り機を所有されております。</p> <p>なお、譲受人につきましては地区委員に詳しい資料をお渡ししております。</p> <p>現地調査報告で補足説明がありましたら、よろしくお願ひいたします。</p> <p>最後に、調査区は大河地区になります。以上、説明とさせていただきます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。</p>
12番福島委員	<p>12番福島と申します。</p> <p>3月23日、午前9時、農業委員3名、推進委員2名にて現地を確認してまいりました。</p> <p>申請地にはイチジクの木が植えてありました。道路の端にある為に通行に差支えがある。</p> <p>イチジクが伸びて、そのために譲受人が枝を切ったり、管理をしていたんだそうです。</p> <p>譲受人は実家が道を隔てた反対側にあり、昔は一枚の畠だったんですが、道が通ったために畠が分断されて、小さな残地が残ったわけです。</p> <p>今回、この小さな土地を反対側にお住いの譲受人が買ってくれるという話なので、大変喜んでおりました。以上、報告致します。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	(質疑なし)
議長	<p>それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。</p>
	(質疑なし)
議長	<p>他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号2番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。</p>
	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成ですので申請番号2番については可決、承認されました。ありがとうございました。</p> <p>つづきまして申請番号3番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局です。</p> <p>申請番号3番について説明いたします。</p> <p>(申請番号3番について読み上げ)</p> <p>今回の申請では記載事項の内容から、許可要件のうち「農作業常時従事要件」については年間150日以上を超えていることから要件を満たすと考えます。</p> <p>残りの2要件、申請農地を含め、申請者が経営している農地についてすべて効率的に利用していることという「全部効率利用要件」、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。</p> <p>では、譲受人について補足で説明させていただきます。</p> <p>「新規就農者について（参考資料）」の2ページをご覧ください。</p> <p>譲受人は増尾にお住いの現在56歳。</p>

## 第25回定期総会議事録

事務局	<p>親戚が所有・管理している竹が生えた農地を購入し、旦那さんと一緒にタケノコを収穫したいとのことです。</p> <p>経営方針は慣行農業。4月の収穫に向け、5月から3月までは年間150日以上、保全管理されるとのことです。</p> <p>また、農機具は刈払機、農道具一式を所有されております。</p> <p>なお、譲受人につきましては地区委員に詳しい資料をお渡ししております。</p> <p>現地調査報告で補足説明がありましたら、よろしくお願ひいたします。</p> <p>最後に、調査区は大河地区になります。以上、説明とさせていただきます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。</p>
5番笠原委員	<p>議席番号5番笠原が調査報告致します。</p> <p>3月23日、農業委員3名、推進委員3名で計5名で現地調査を行いました。</p> <p>現地はよく竹が生えておりまして、竹藪の中もきれいになっております。竹を年間数百本採るそうですが、非常に日当たりも良くて、いい場所になっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号3番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので申請番号3番については可決、承認されました。ありがとうございました。</p> <p>つづきまして日程3、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件の申請がありました。申請番号1番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局です。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、「申請人より農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、その適否を諮る」とのことです。</p> <p>「農地法第5条の規定による許可申請」とは、農地の売買または貸し借りなどの権利移動を伴う農地転用のことで、市街化調整区域内において、農地を農地以外に変更したい場合には埼玉県知事の許可が必要になります。</p> <p>今回は、市街化調整区域内の農地を宅地（農地以外）に転用し、使用貸借を行う申請となりますので、当農業委員会に於いては、その適否を諮り、その結果を意見書として県知事に送付いたしますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、申請番号1番につきまして説明させていただきます。</p>

## 第25回定期総会議事録

事務局

(申請番号1番について説明)

本申請について、工事資金の見積書を添付していただいております。工事資金は全額住宅ローンで賄われており、それを証する書類が添付されております。また、隣接農地所有者の同意書が添付されていることを申し添えます。

本件の農地区分は、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地「第2種農地」に当たると判断されます。

最後に、調査区は竹沢地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

議長

それでは、調査担当区の竹沢地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員吉田委員

はい。推進委員の吉田が報告いたします。

3月22日、午前10時、農業委員2名、推進委員2名、計4名で現地に集合し現地調査を致しました。

まず、この申請地は、東上線の東武竹沢駅から直線で約200m。周囲には住宅が立ち並び、市街化区域に隣接する土地という感じになっております。

申請地は草刈もきれいにされ、きれいに管理された状態でした。

また、農地左側に接している道路には側溝が施設されております。この為、宅地転用されても、排水などの問題はなく周辺農地に影響はないと思われます。

以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。

なお、議案第2号は許可権者が埼玉県になりますので、本件は原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

つづきまして、日程4、報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を上程いたします。今月は1件の届出がありました。

事務局より報告をお願いします。

事務局

はい、事務局です。

報告第1号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について「申請人より農地法第5条第1項第7号の届出があったので報告する」との事でございます。

(申請番号1番について報告)

以上報告させていただきます。

第25回定期総会議事録

議長 次に、日程5、報告第2号「農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について」を上程いたします。今月は1件の届出がありました。  
事務局より報告をお願いします。

事務局 はい、事務局です。  
報告第2号、農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について「申請人より農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出があったので報告する」との事でございます。  
(申請番号2番について報告)  
以上報告させていただきます

議長 つづきまして、「その他」について入ります。その他として議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

議長 ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして令和6年3月第25回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後3時25分です。